

## 学童クラブ待機児童対策提案型事業実施要綱

3 福保子家第2240号

令和4年3月31日決定

### (目的)

第1条 この事業は、区市町村が地域の実情や特性を踏まえた学童クラブ待機児童対策計画（以下「計画」という。）を策定し、当該計画に基づき実施する事業を東京都が支援することで、学童クラブの待機児童を早期に解消し、その状態を継続することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、待機児童が既に発生している又は当該事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある区市町村とする。

なお、区市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる。この場合において、区市町村は、委託先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

### (事業内容)

第3条 事業の内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 事業を実施する区市町村は、学童クラブの待機児童を解消し、その状態を継続することを指標とする計画を本事業の実施年度ごとに策定し、東京都知事（以下「知事」という。）が別に定める日までに提出すること。待機児童の解消目標時期は、令和6年5月1日までとすること。

また、計画策定年度に学童クラブの待機児童が存在しないものの待機児童が発生する可能性がある場合は、次年度以降において待機児童が存在しない状態を維持することを目指すこと。

提出された計画の中で知事が適当と認めた事業について採択を行う。採択された事業に係る計画については、原則、別紙様式2により、東京都のホームページ等において公表する。

計画の目標を達成することができなかった場合は、その要因と後の対策を分析し、知事へ報告すること。

なお、目標達成の可否については、学童クラブ待機児童対策計画の待機児童解消時点の年度における、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査（国実施）」の「利用（登録）できなかった児童数（待機児童数）」を実績として判断する。

(2) (1) の計画に基づき実施する学童クラブの整備等の事業については、別に定めるところにより補助する。

(3) (1) の計画に基づき、学童クラブの待機児童が解消するまでの間、待機児童に対し放課後や長期休暇等に居場所を確保する取組や、その他特に待機児童解消に資すると考えられる取組について、別に定めるところにより補助する。

### (事業の採択について)

第4条 知事は第5条に定める提出書類に基づき、以下の点を総合的に審査の上、採否を決定する。

- (1) 計画の記載内容について不備がないこと。
- (2) 本実施要綱の規定に合致していること。
- (3) 対象地域の特性等を踏まえ、地域の課題に対応した事業であること。

(応募方法)

第5条 提案応募にあたっては、別紙様式1に關係書類を添えて知事へ提出すること。

(実施状況報告)

第6条 事業を実施した区市町村は、知事が別に定める日までに、実施状況を報告すること。

(実施期間)

第7条 この事業の実施期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(秘密の保持)

第8条 この事業を実施する区市町村及び受託者の職員並びにその他この事業に携わる者は、業務遂行上知り得た情報について、当該業務遂行以外に用いてはならない。

なお、本事業を実施する区市町村が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導すること。

(留意事項)

第9条

- (1) 知事は、事業を実施する区市町村に対して、事業の実施状況を調査するため、必要に応じて、ヒアリングや現地調査、中間報告等を求める場合がある。
- (2) この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和4年3月31日付3福保子家第2240号)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。